

○長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月28日

長崎県条例第61号

改正 平成28年3月22日条例第17号

平成30年3月30日条例第20号

令和3年3月26日条例第13号

注 令和3年3月から条文沿革を注記した。

長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第3条—第33条の2）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第34条—第44条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第45条—第50条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第51条—第54条）

第6章 雑則（第54条の2・第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

**第3条** 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(構造設備)

**第4条** 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

**第5条** 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

**第6条** 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

**第7条** 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(令3条例13・一部改正)

(運営規程)

**第8条** 特別養護老人ホームは、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

**第9条** 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、火災その他の災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員及び利用者に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(記録の整備等)

**第10条** 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しなければならない。

(設備)

**第11条** 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、

火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームは、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるとともに、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする施設をいう。以下同じ。）

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面設備

(6) 便所

(7) 医務室

(8) 調理室

(9) 介護職員室

(10) 看護職員室

(11) 機能訓練室

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な整備

4 一の居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情によっては、4人以下とすることができる。

5 前項に定めるもののほか、第3項各号に掲げる設備の設置の場所、床面積等の基準は、規則で定める。

(職員)

**第12条** 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図るこ

とにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護職員
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(サービス提供困難時の対応)

**第13条** 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

**第14条** 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービスをいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援

を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

**第15条** 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

**第16条** 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、入所者の処遇を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

**第17条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第18条** 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、食事の提供にあたっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。

(相談及び援助)

**第19条** 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

**第20条** 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

**第21条** 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

**第22条** 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

**第23条** 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時等の対応)

**第24条** 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

(施設長の責務)

**第25条** 特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(令3条例13・一部改正)

(勤務体制の確保等)

**第26条** 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介

護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(業務継続計画の策定等)

**第26条の2** 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令3条例13・追加)

(定員の遵守)

**第27条** 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第28条** 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

**第29条** 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

**第30条** 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

**第31条** 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(地域との連携等)

**第32条** 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うこと等の地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

**第33条** 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町、入所者の家族等に連絡を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

**第33条の2** 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（令3条例13・追加）

### **第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準**

（この章の趣旨）

**第34条** 前章（第12条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

（基本方針）

**第35条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者各人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（令3条例13・一部改正）

(運営規程)

**第36条** ユニット型特別養護老人ホームは、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(設備)

**第37条** ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるとともに、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号に掲げるものを除く。）の一部を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(サービスの取扱方針)

**第38条** ユニット型特別養護老人ホームにおける入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

ならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームにおける入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームにおける入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームにおける入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

**第39条** 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつ

の自立について必要な支援を行わなければならない。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡<sup>じょくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第40条** ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、食事の提供にあたっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

**第41条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好<sup>し</sup>に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその

家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。  
(勤務体制の確保等)

**第42条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(定員の遵守)

**第43条** ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

**第44条** 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第26条の2及び第28条から第33条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第36条及び第38条から第43条まで並びに第44条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、

第26条の2及び第28条から第33条の2まで」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

#### 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

**第45条** 前2章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

(設備)

**第46条** 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるとともに、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室

- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 一の居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情によっては、4人以下とすることができる。

5 前項に定めるもののほか、第3項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

**第47条** 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護職員
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(令3条例13・一部改正)

(介護)

**第48条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 5 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

**第49条** 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等という。」）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うこと等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(準用)

**第50条** 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第31条まで、第33条及び第33条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条

第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第48条及び第49条並びに第50条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条まで、第26条から第31条まで、第33条及び第33条の2」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

## 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

**第51条** 前3章(第47条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

(設備)

**第52条** ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるとともに、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備(第1号に掲げるものを除く。)の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室

- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(介護)

**第53条** 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

**第54条** 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第26条の2、第28条から第31条まで、第33条、第33条の2、第35条、第36条、第38条、

第40条から第43条まで及び第49条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第53条並びに第54条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、第26条の2、第28条から第31条まで、第33条、第33条の2、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

**第54条の2** 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(令3条例13・追加)

(委任)

**第55条** この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年3月8日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホーム（平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第11条第3項第14号、第37条第3項第6号、第46条第3項第14号及び第52条第3項第6号の規定は、当分の間適用しない。

- 3 平成12年3月31日以前の日から存する特別養護老人ホームの建物（同年4月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月2日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第11条第4項及び第45条第4項の規定を適用する場合には、第11条第4項及び第46条第4項中「1人とする。ただし、地域の実情によっては、4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下とする」とする。
- 4 平成15年4月1日以前に法第15条の規定により設置された特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであって、同月2日以後に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成15年前特別養護老人ホーム」という。）であって、平成23年9月1日前に施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームであるもの（同日において現に改修、改築又は増築中の平成15年前特別養護老人ホーム（第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であって、同日以後に一部ユニット型特別養護老人ホームになったものを含む。）のうち介護保険法第48条第1項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 平成23年9月1日以前の日から引き続き存する法第15条の規定により設置されている地域密着型特別養護老人ホームであって、同日前に施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームであるもの（同日において現に改修、改築又は増築中の地域密着型特別養護老人ホーム（第51条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）であって、同日以後に一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第42条の2の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。
- 6 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第11条第4項及び第46条第4項の規定を適用する場合には、第11条第4項及び第46条第4項中「1人とする。ただし、地域の実情によっては、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。ただし、附則第3項が適用される特別養護老人ホームについては、この限りでない。

**附 則**（平成28年3月22日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月26日条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の居宅サービス等基準条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護予防サービス等基準条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の養護老人ホーム基準条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第30条、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第4条第4項、第42条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）及び第46条第3項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設基準条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2（新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホーム基準条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。）、第33条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）及び第35条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」とい

う。)第3条第4項、第34条の2(附則第18項において準用する場合を含む。)及び附則第6項並びに第9条の規定による改正後の介護医療院基準条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2(新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2(新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)、新介護老人ホーム基準条例第24条の2、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第30条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)、新特別介護老人ホーム基準条例第26条の2(新特別介護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2(附則第18項において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第30条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第57条の2第3項(新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第108条第3項(新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用

する場合を含む。)、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項(新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第55条の2第3項(新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第121条の2第3項(新介護予防サービス等基準条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。)、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条第3項及び第54条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条第3項及び第53条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第26条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。))及び第42条第4項(新特別養護老人ホーム基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項(附則第18項において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。